

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年3月9日(2017.3.9)

【公表番号】特表2016-511310(P2016-511310A)

【公表日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2016-023

【出願番号】特願2015-557092(P2015-557092)

【国際特許分類】

C 09 J 201/00	(2006.01)
C 09 J 11/06	(2006.01)
C 09 J 11/08	(2006.01)
C 09 J 133/00	(2006.01)
C 09 J 183/04	(2006.01)
C 09 J 121/00	(2006.01)
C 09 J 175/04	(2006.01)
C 09 J 11/04	(2006.01)
A 61 L 15/44	(2006.01)
A 61 L 27/00	(2006.01)
A 61 L 26/00	(2006.01)
A 61 L 29/00	(2006.01)
A 61 K 6/02	(2006.01)

【F I】

C 09 J 201/00	
C 09 J 11/06	
C 09 J 11/08	
C 09 J 133/00	
C 09 J 183/04	
C 09 J 121/00	
C 09 J 175/04	
C 09 J 11/04	
A 61 L 15/03	
A 61 L 27/00	Z
A 61 L 25/00	
A 61 L 29/00	R
A 61 K 6/02	

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月6日(2017.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

25%～98.99%の少なくとも1つの接着剤成分；

0.01%～15%の少なくとも1つの抗菌剤；

1%～60%の少なくとも1つのゲル化しない崩壊剤；

を含み、前記崩壊剤が結晶セルロースを含有する、抗菌性接着剤組成物。

【請求項 2】

6時間後、3.510g以上のバンコマイシン耐性エンテロコッカス・フェシウム(VRE)の増殖を抑制する、請求項1に記載の抗菌性接着剤組成物。

【請求項 3】

接着剤組成物が感圧接着剤である、請求項1又は2に記載の抗菌性接着剤組成物。

【請求項 4】

接着剤成分が、アクリル系接着剤、シリコーン系接着剤、ゴム系接着剤、およびポリウレタン系接着剤からなる群から選択される接着剤を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の抗菌性接着剤組成物。

【請求項 5】

更に、抗炎症剤、鎮痛剤、および麻酔剤、並びにそれらの組み合わせからなる群から選択される少なくとも1つの薬学的に活性な剤を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の抗菌性接着剤組成物。

【請求項 6】

抗菌剤がグルコン酸クロルヘキシジン(CHG)である、請求項1～5のいずれか1項に記載の抗菌性接着剤組成物。

【請求項 7】

崩壊剤が、デンプン、甘味料、クレイ、セルロース、セルロースエーテル、アルギン酸塩、ガム、塩類、酢酸塩、アルカリ金属炭酸塩、クエン酸、ポリ(メチル)アクリレート、ポリビニルピロリドン、ゼラチン、およびペクチン、並びにそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項1～6のいずれか1項に記載の抗菌性接着剤組成物。

【請求項 8】

接着剤組成物から抗菌剤の放出を増強する方法であって、
少なくとも1つの抗菌剤を含有する接着剤組成物を提供すること；
少なくとも1つのゲル化しない崩壊剤を接着剤組成物に包含させること；
を含み、前記崩壊剤が結晶セルロースを含有する、方法。

【請求項 9】

抗菌剤の増強された放出が、組成物から抗菌剤の放出速度を増加させることによって示される、請求項8に記載の方法。

【請求項 10】

抗菌剤の増強された放出が、組成物から抗菌剤の過剰な放出を増加させることによって示される、請求項8又は9に記載の方法。

【請求項 11】

接着剤組成物が感圧接着剤である、請求項8～10のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 12】

接着剤組成物が、25%～98.99%の少なくとも1つの接着剤成分、および0.01%～15%の少なくとも1つの抗菌剤を含む、請求項8～11のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 13】

接着剤成分が、アクリル系接着剤、シリコーン系接着剤、ゴム系接着剤、およびポリウレタン系接着剤からなる群から選択される、請求項8～12のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 14】

更に、抗炎症剤、鎮痛剤、および麻酔剤、並びにそれらの組み合わせからなる群から選択される少なくとも1つの薬学的に活性な剤を含む、請求項8～13のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 15】

抗菌剤がグルコン酸クロルヘキシジン(CHG)である、請求項8～14のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 16】

崩壊剤が、デンプン、甘味料、クレイ、セルロース、セルロースエーテル、アルギン酸塩、ガム、塩類、酢酸塩、アルカリ金属炭酸塩、クエン酸、ポリ(メチル)アクリレート、ポリビニルピロリドン、ゼラチン、およびペクチン、並びにそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項8～15のいずれか1項に記載の方法。

【請求項17】

請求項1～7のいずれか1項に記載の抗菌性接着剤組成物を含有する医療物品。

【請求項18】

物品が、創傷ドレッシング材、外科用ドレッシング材、切開フィルム、医療用テープ、アスレチックテープ、外科用テープ、センサー、電極、オストミー器具または関連部品、カテーテル、装着コネクタ、カテーテルハブ、カテーテルアダプタ、液体送達チューブ、電線および電気ケーブル、陰圧閉鎖療法(NPWT)の部品、外科用ドレーン、創傷排出部品、静脈部位のドレッシング材、プロテーゼ、ストーマパウチ、バッカルパッチ、経皮吸收パッチ、義歯、ヘアピース、絆創膏、おむつ、並びに医療用パッドからなる群から選択される、請求項17に記載の物品。

【請求項19】

接着剤成分、少なくとも1つの抗菌剤、および少なくとも1つのゲル化しない崩壊剤を含み、前記崩壊剤が結晶セルロースを含有し、接触6時間後、210gを超える微生物の増殖を抑制する、抗菌性接着剤組成物。

【請求項20】

組成物が、接触6時間後、310gを超える微生物の増殖を抑制する、請求項19に記載の組成物。